

井原市議会基本条例【解説】

平成22年10月4日 条例第17号

国と地方公共団体（以下「自治体」という。）は、対等・協力の関係へと変化するなど地方分権の進展に伴い、自治体の権限は一層拡大し、議会の役割もより重要となった。自治体の長と議会の議員は住民が直接選挙する二元代表制で選ばれており、それぞれが市民の負託にこたえる責務を負っている。

「いまやらねばいつできる わしがやらねばたれがやる」井原市が生んだ木彫界の巨匠、平櫛田中翁の座右の銘にならい、今こそ井原市議会は合議制の機関として、自治体の重要事項を審議、議決することはもとより、政策立案、行政監視、会議や情報の公開、議会への住民参加と交流を重んじる役割と機能を最大限に発揮しなければならない。また、様々な市政の課題に対する市民の意向を的確に把握し、議員間の活発な議論を通じ、議員自らが創意と工夫を積み重ね、井原市の新しいまちづくりと市民福祉の増進に努めていく必要がある。さらに公正及び透明性を確保した市民にわかりやすい「真に開かれた議会」を深く追求する努力によって一層の議会改革を推進し、議会の活性化及び市民とともに考える議会の実現を目指す決意である。

井原市議会は、高い政治倫理を追求するとともに、議会、議員の責務と議会運営の基本的事項を定めた井原市議会基本条例を制定する。

【解説】

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方自治体の権限と責任は拡大し、議会の果たすべき役割や責務は一層重要性を増しました。今まで市民が感じていた議会との距離感を解消し、「真に開かれた議会」を目指すため、この条例を制定することを示しています。

【用語解説】

※地方分権

地方分権とは、国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することをいいます。

※二元代表制

二元代表制とは、地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。

※合議制

合議制とは、複数の人による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。議会の本会議や委員会は合議制です。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の増進と市政の発展を目指すことを目的とする。

【解説】

議会や議員の活動原則等を規定したこの条例の目的が、「真に開かれた議会運営」の実施による市民福祉の増進と市政の発展であることを規定しています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則等を制定してはならない。

【解説】

この条例を議会における最も基本的な取り決めと位置付け、議会に関する条例などを制定、改正する場合などには、この条例の趣旨を尊重した運用を行っていきます。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすい真に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提案の強化に努めること。
- (4) 市民代表の立場から、適正な市政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (5) 他の自治体の議会との交流及び連携を推進すること。

【解説】

議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本的事項を議決し、市政運営のチェックを行う責務があります。その際には、市民の多様な意見や関心事を集約したものを議会での議論に反映させなければいけません。その活動の基本的な考え方、方針を規定しています。

(議決責任)

第4条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

提案された議案等は議会での審議を経て議決されます。議会は、議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識するとともに、議会での決定事項（審議過程から議決結果まで）を市民に対しわかりやすく説明する責務があることを規定しています。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題について市民の意見を的確に把握するとともに、自己研さんによって、一部

団体及び地域の代表にとどまらず、市民福祉の増進を目指して活動すること。

(3) 政務活動費を活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うこと。

(4) 多様な手段を通じて、市民への情報発信に努めること。

【解説】

(1) 議会は、言論の場として複数の議員による合議体の組織です。その役割を果たすため、議員相互間の自由闊達な議論を推進していくことを規定しています。

※議会における全ての問題は言論によって決められていることから、国会も含め議会のことを「言論の府」と呼んでいます。

※議会における会議原則のひとつに、「過半数議決の原則」があります。

これは議会で議題となった案件の可否を決めるときは、「半数より多い数で決める」ことをいい、半数を超える賛成があれば、全会一致でなくても、それを議会全体の意思とみなす原則のことです。したがって、議会は、議題となった案件について、十分に討議を尽くし、最終的に少数意見を尊重しながら、これを吸収し賛否の意思を決定する機関であることから、「合議制の機関」と呼んでいます。

(2) 日常の議員活動においては、地域などの個別的な課題に取り組むことも現実問題としてありますが、議員は公選で選ばれた市民全体の代表者です。

議員は、このことを十分認識して議員活動を行わなければなりません。議会を構成する一員として、市政全般の課題と市民の多様な意見や関心事を的確に把握することに努め、市民全体の福祉向上のために活動することを規定しています。

(3) 議員間の自由討議の実施や政策提言を行っていくためには、議員自らが積極的に調査研究を行い基礎知識を身に付けておかなければなりません。

そのため、地方自治法第100条第14項の規定により支給されている政務活動費を活用することを規定しています。

なお、政務活動費は、既定の条例、規則を遵守し、公正性・透明性の観点から収支報告書、会計帳簿及び証拠書類等は公開しています。

(4) 議会での活動や議員個人の活動は、市民全体の共有情報とするため、HP・SNS・個人広報誌・ミニ集会などあらゆる手段を通じて情報発信していくことを規定しています。

【用語解説】

※政務活動費

政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として、議員に対して条例に基づいて交付することができる金銭的給付をいいます。井原市議会では、議員1人当たり年額36万円の政務活動費を交付しており、使途基準に従い、議員の行う先進地視察や現地調査、調査研究活動のために必要な図書や資料の購入など、市政に関する調査研究その他の活動に資する経費として活用しています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動のために2人以上の議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

【解説】

これまで井原市議会においても、同一の理念を持つ2人以上の議員が集まり、政策集団として会派を結成してきました。しかし現行の法令上、「会派」の文言は政務活動費の支給対象として規定されているのみで、その定義を明文化したものはありません。そのため井原市議会における会派の位置付けやその機能を明確にするため規定したものです。会派の結成手続きなど詳細については、会派に関する内規により定めます。

なお、井原市議会では平成8年から会派が結成されています。

第4章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第7条 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報を議会広報誌、ホームページ及びCATV等を用いて積極的に公開するとともに、自由に閲覧できるようにしなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的知見の活用並びに法第115条の2(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会広報誌、ホームページ及びCATV等を活用した議会報告を行う。また、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見交換する場を設けるものとする。

5 議会は、市民に対し広く議会及び委員会の傍聴を呼びかけるものとする。また井原市内の小中学校、中学校、高等学校に対し議会の傍聴及び議場等の見学の呼びかけに努める。

【解説】

1 市民に「真に開かれた議会」とするため、本会議、委員会及び全員協議会において使用した資料等の情報を、様々な媒体を用いて市民に発信していくとともに、市民が自由に(実際の運用では議会事務局へ申し出ていただくこととなります。)閲覧できることを規定しています。なお、「他の条例に特別の定めがある場合」とは、井原市情報公開条例に不開示情報(個人を特定する情報、法人の活動に著しい不利益を与える情報など)として定められている場合などが想定され、この場合には不開示情報は除かれることとなります。

2 これまでも井原市議会では本会議だけでなく常任委員会、特別委員会及び全員協議会は原則公開との運用を行ってきましたが、会議開催日のお知らせや会議資料の提供など、「真に開かれた議会」となるよう努めていくことにしています。

3 市民の議会への参加機会を確保するため、地方自治法による専門的知見の活用並びに本会議及び委員会における公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用することなど、市民の意思を議会活動に反映するよう規定しています。

4 年4回開催される定例会後に、井原放送等を通じて議会(議員)が定例会の報告を行うこととしています。また、議会(議員)が積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の意見や関心事を直接お聞きする貴重な機会として、意見交換する場を設けることを規定しています。

5 井原放送で議会中継をしています。また、議場での議論を直接見ていただくことで、議会をより身近なものに感じていただくため、広く傍聴を呼びかけることを規定しています。また、

井原市の将来を担う子供たちにも、議会を知ってもらうことと将来の選挙行動にも活かしていただくため市内の学校へ議会の傍聴や議場等の見学を呼びかけることを規定しています。

【用語解説】

※専門的知見の活用

専門的知見の活用とは、議案の審査や市の事務等に関し、学識経験者等に専門的事項に係る調査を求め、それを議会が活用することをいいます。

※公聴会制度

公聴会制度とは、重要案件の調査又は審議・審査のため、議会もしくは委員会が必要に応じて利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度のことをいいます。

参考人制度と異なり、議長の承認を得た上で開催の日時、場所及び意見を聴こうとする案件等を公示し、意見を述べる人を公募します。

※参考人制度

参考人とは、議会もしくは委員会が調査又は審議・審査のため必要があると認めるときに利害関係者や学識経験者等に出席を求め、これに応じて議会もしくは委員会で意見を述べる人のことをいいます。

※常任委員会

常任委員会とは、市の広範囲にわたる事務を合理的、能率的に調査し、審査するために、部門ごとに分かれて、議案、請願などの審査や市の諸課題の調査を専門的に行う組織をいいます。井原市議会においては、総務文教委員会、市民福祉委員会、建設水道委員会、予算決算委員会の4つの委員会を設置しています。

※特別委員会

特別委員会とは、特定の事件の審査や調査のため必要に応じて設置することができる組織をいいます。

(議案に対する賛否の公表)

第8条 議会は、議案に対する各議員の賛否を、議会広報誌及びホームページで公表するものとする。

【解説】

市民に「真に開かれた議会」とするため、議案に対する議員の賛否の態度表明（必要に応じて、賛否だけではなく、その審議過程や賛否の理由等を含めます）を、議会広報誌やホームページで公表することを規定しています。

第5章 議会と執行機関の関係

(議会と執行機関との関係)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における一般質問は、市民にわかりやすく、又論点を明確にするため、一問一答方式で行う。
- (2) 本会議及び委員会において、市長等は議員の質問及び質疑について、論点を明確にするため、議員に対し問うことができる。

【解説】

自治体は二元代表制により市長と議会が、ともに市民を代表し、相互の牽制と均衡により、お互いの専行を抑制する体制をとっていますが、これは両者の対立を意味するものではありません。その目的は市民福祉の向上のため相互に緊張感を持ち続け、それぞれの責務を果たすことにあります。

- (1) 議員が市民の代表として市政に対して提言等ができる一般質問を一問一答方式とすることで、論点をわかりやすくすることを規定しています。

なお、井原市議会では平成18年12月定例会から一問一答方式を導入しています。

- (2) 現在の議会では、議員から市長等へ質問や議案の不明確な部分を尋ねる質疑について定めたものはありますが、市長等から議員へ質問等をする規定はありません。しかし実際の議会の議論の中では、議員の質問の趣旨等が不明確な場合も考えられます。質問の趣旨が不明確なまま若しくは質問の意図がわからないまま答えをすることはできませんので、論点を明確にするため、市長等が議員の質問趣旨や意図を確認するための質問ができることを規定するものです。

また、議会から政策提言があった場合、市長等がその政策を執行していく上での問題点や疑問点を議会側の提案者に質問することも考えられます。

【用語解説】

※執行機関

執行機関とは、行政の執行権限を持ち、その管轄の事務について自らの判断と責任において執行する機関のことをいいます。市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会などがこれに当たります。

※審議

審議とは、本会議において付議事件について、提案者の説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程のことをいいます。

※審査

審査とは、第7章で規定している委員会において議会の議決の対象となる議案など特定の事件について、議論し、結論を出す一連の過程のことをいいます。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が重要な政策等を議会に提案するに当たり、論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、前項の政策等の提案の審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を

明らかにするとともに、執行後における政策評価に努めるものとする。

【解説】

- 1 市長が重要な政策等を提案する場合、(1)から(7)までの7つの項目について説明を求めることを規定しています。これは、政策水準の向上と、議会での審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るためであり、議会から各項目についての説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。

ここで規定している重要な政策等とは、中・長期的にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業です。

なお、議会側（議員個人や委員会）から政策提言を行う場合も、この条項を準用した説明をすることが求められます。

- 2 提案された重要な政策等は、議会で十分議論することはもちろんですが、その政策等が着実に執行されているかどうかを議会として検証し、決算審査において、その政策評価を行うことを規定しています。

（予算及び決算における政策説明）

第11条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【解説】

予算や決算の審議においても、議会での審議が深まるよう、第10条の規定に準じた分かりやすい説明を求めていくことを規定しています。

（議会が求める報告及び資料の要求）

第12条 議会は、市長等に対し、次に掲げる報告を求めるものとする。

- (1) 基本構想及び基本計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況
- (2) 審議会等の開催状況の概要

- 2 議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

【解説】

- 1 井原市のまちづくりの指針である総合計画を実現するため、市の各部署において様々な計画が策定されています。重要な計画は市民の中から選ばれた方で構成する審議会等で検討されることがあります。これらの重要な計画を策定する場合、議会の意見を計画に反映するため、策定状況の報告及び当該審議会等の開催状況の報告を求めることを規定しています。
- 2 本会議等での討議を活性化するためには、議会の情報不足を解消する必要があります。しかし、現行の地方自治法には議会から市長等に対する一般的な資料要求に関する規定がありません。本規定は、これを補完するものです。資料の要求方法については、一定のルールが別途、定められています。

第6章 議員間討議

（議会の合意形成）

第13条 議会は、市長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員

相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は言論の場であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を中心とした運営とすることを規定しています。
- 2 議会には、その意思決定過程において、多様な意見を反映できる討議という機能があります。これは二代表制の一方の市長は1人のためなし得ない機能です。討議機能をもつ議会の役割が重要なのは、議会には賛否両論の意見があるからであり、選択肢が1つでも、議会では事案が多面的に検討され理解を深めることができるからです。市民の代表として様々な意見を表明し、相互批判、反論、同調という過程を経て、一つの意味に形成されていくことこそ議会の最も本質的な役割とも言えます。

第7章 委員会の活動

(委員会の活動)

第14条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

- 2 委員長は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。
- 3 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を積極的に行い、政策提案を行うものとする。
- 4 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえながら審査の充実に努めるものとする。

【解説】

- 1 委員会においても、公正性・透明性を心がけることはもちろんですが、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。
- 2 委員会も本会議と同じく言論の場であることを認識して、委員長は、委員間の自由討議を中心とした運営に努めることを規定しています。
- 3 委員会では、市長から提案された議案等を審査するだけでなく、委員自らの提案や第7条で規定している市民との意見交換の場で議論となった市民からの提案や関心事について、地方自治法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に行います。最終的に委員会としての意見集約ができたときは、本会議で委員長報告を行い、必要に応じて政策提案（提言）として発信していくことを規定しています。
- 4 委員会の適正な運営にあたり、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて地方自治法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。

第8章 議会機能の強化

(調査機関の設置)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

【解説】

地方自治法第100条の2に規定する専門的知見の活用により、議会に調査機関を設置できることを規定しています。調査機関とは、議案の審査及び市の事務に関する調査のために設置する機関で、学識経験者等に専門的な調査をさせることにより、議会の審議機能の向上を図ることを目的としています。

(議会図書室)

第16条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】

議会や議員の政策形成能力の向上のため、関連図書の充実やインターネット環境の整備により有効活用することを規定しています。

(議員研修)

第17条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【解説】

議員の資質向上や政策形成能力の向上を目的として、広く各分野の専門家を招いての議員研修を開催するなど、その充実強化について規定しています。

(広聴広報活動)

第18条 議会は、広聴広報委員会を設置し、議会広報誌及びホームページ等の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、CATVを活用して、議会中継に取り組むとともに、情報通信技術の発達を踏まえた広聴広報活動に努めるものとする。
- 3 委員会の行政視察並びに政務活動費を使用して行う研修及び個人視察の報告書は、議会広報誌及びホームページで公開するとともに、自由に閲覧できるようにしなければならない。
- 4 議会は、市民の多様な意見及び提案を把握するため、意見交換会及び市民アンケート等の広聴活動に努めるものとする。

【解説】

- 1 市民への積極的な情報発信（情報公開）の手段として、議会広報誌（議会だより）や市議会のホームページの充実に努めるため、（削除）広聴広報委員会を設置することを規定しています。

現在も議会だより編集委員会で広報誌づくりを行っていますが、この委員会は任意の会議という位置付けです。議会の広聴広報に関し、基本条例に規定することで、全員協議会と同様の正式な会議の場と位置付けるとともに、組織の強化を図り議員自らによる広報誌づくりを行います。

- 2 井原市議会は昭和58年9月定例会から井原放送で録画放送、平成15年9月定例会からは生放送を開始しています。今後も「真に開かれた議会」を目指し、委員会の中継も検討していきます。

また、井原放送やホームページなど情報通信技術の発達を踏まえた広聴広報活動に努めて

いくことを規定しています。

- 3 井原市議会では各委員会が年1回先進地への行政視察を実施しています。また、各議員は政務活動費を活用し、様々な研修会への参加、先進地への視察を実施しています。こうした議員が勉強してきた内容は市民との共有情報であるため、報告書を議会広報誌やホームページで紹介するとともに、詳細な資料について議会図書室で閲覧できることを規定しています。
- 4 市民の方の多様な意見や関心事を把握するため、意見交換会及び市民アンケート等の方法により意見の集約に努めることを規定しています。

なお、第7条で規定する意見交換の場の具体的運用は、広聴広報委員会で協議し実施することになります。

(議会議務局)

第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会議務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

【解説】

議会在、従来の監視・評価機能に加え、政策提言機能を積極的に行うことに即応するため、議会議務局の体制整備について規定しています。

第9章 政治倫理・議員定数・議員報酬

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民の代表者として倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関することは、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を利用した口利きなどをしない等、市民から疑惑を招くことのないよう議員活動を行っていくことを規定しています。
- 2 議員の政治倫理に関しては、「井原市議会議員政治倫理条例」で規定しています。

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

【解説】

- 1 議員定数は、「井原市議会の議員の定数を定める条例」で規定しています。
- 2 議員定数を改正する場合、行財政改革の側面だけでなく、井原市が抱える課題や、人口などの将来予測、市の面積・財政力や類似都市の議員定数などを十分に比較検討し決定することを規定しています。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、井原市特別職報酬等審議会の意見等を参考に決定するものとする。

【解説】

- 1 議員報酬は、「井原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で規定しています。
- 2 議員報酬を改正する場合、議員定数の改正と同様に総合的に検討することを規定しています。

第10章 雑則

(条例の検証及び見直し手続)

第23条 議会は、この条例の目的が達成されているのかどうかを、学識経験者等の意見も参考に検証し、その結果を公表するものとする。

2 議会は、前項に定める検証の結果、この条例の改正を含む議会関係条例等の改正が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

- 1 第2条において、この条例が議会における最高規範であることを定義しています。議員全員が、常にその趣旨を鑑みるとともに「真に開かれた議会」を目指すため、この条例の目的が達成されているかどうか、毎年検証し、その結果を公表することについて規定しています。
- 2 検証の結果を受け、条例改正等必要な措置を講じることを規定しています。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、危機管理等必要な事項については、別に定める。

【解説】

その他必要事項については、その内容に応じ、条例、規則、要綱、規程、危機管理マニュアル、申し合わせなどで定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。